

役員報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人青山保育会（以下「法人」という。）定款第8条の規定に基づき、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬等について必要な事項を定めるものとする。

(実費弁償)

第2条 理事会及び役員研修に出席する役員に対して、実費として5,000円を弁償することができる。ただし、同一日に理事会及び役員研修の両方に出席する場合は、1回とみなす。

2 監事が定款第11条第1項の規定により監査したときは、前項の規定を準ずる。

(委任)

第3条 規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が理事会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 / 日から施行する。